

令和元年 11 月 1 日
一 関 信 用 金 庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定等の一部改定について

平素は一関信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、平成 30 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定等を下記のとおり一部改定いたします。

この改定に基づいて、新規取引開始時に、お客さまの情報の提供や各種資料の提出にご対応いただけない場合は、新規のお取引をお断りさせていただくことがあります。

また、すでにお取引のあるお客さまについても、改めてお客さまの情報の提供や各種資料の提出をお願いする場合がありますが、これらに適切にご対応いただけない場合や提供いただいた情報・資料等の内容によっては、一部のお取引の制限等をさせていただきます。

記

1. 改定する規定

- (1) 普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金規定
- (2) 総合口座取引規定(決済用普通預金対応)
- (3) 当座勘定規定(一般用・専用約束手形口用)
- (4) 定期預金等規定集
- (5) カード規定・デビットカード取引規定
- (6) しんきん個人インターネットバンキング利用規定

2. 改定日

令和元年 12 月 2 日

3. 改定内容

普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定に以下の条項を新設・変更します。

また、本規定以外の規定においても、同様の改定を行います。

普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定(抜粋)
「取引の制限等」条項の新設

6. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報、具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容その他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定(抜粋)
「解約等」条項の一部追加・変更(下線部分を追加・変更します)

7. (解約等)

- (1) 普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が5.(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上